

改正 略

令和2年3月31日告示第152号

令和4年3月30日告示第152号

盛岡市地域猫活動事業補助金交付要綱

(目的)

第1 地域猫の適切な管理を行うことにより市民の良好な生活環境を確保するため、地域猫活動団体が実施する不妊手術及び予防接種に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則(昭和50年規則第27号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の者に飼養されず、地域猫活動団体により管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動団体 特定の者に飼養されていない猫の数を減少させるため、当該猫の繁殖の管理、適切な譲渡、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等の活動を行い、かつ、その構成員に地域住民を含む団体をいう。
- (3) 不妊手術 地域猫活動団体の依頼により獣医師が行う、地域猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (4) 予防接種 地域猫の伝染病の発生の予防及びまん延の防止のために地域猫活動団体の依頼により獣医師が地域猫に対して行う予防接種をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、地域猫活動団体が実施する不妊手術及び予防接種に要する経費(市の他の補助事業の対象となる事業及び市以外の法人等の助成の対象となる事業を行う場合に要する経費を除く。)とし、これに対する補助額は、当該経費に相当する額以内の額とする。ただし、その額が不妊手術にあつては1件につき1万円、予防接種にあつては1件につき1,500円を超えるときは、それぞれ当該額を限度とし、当該年度に一の地域猫活動団体が受けることができる補助額は、当該年度に初めてこの告示による補助金の交付の申請をした場合にあつては10万円、前年度までのいずれかの年度に当該補助金の交付を受けており、かつ、当該年度においても当該補助金の交付の申請をした場合にあつては5万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 当該補助金を交付した地域猫活動団体数

(2) 当該補助金を交付した不妊手術頭数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文 略

別表(第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 管理している猫の一覧 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	事業を開始しようとする日
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日
規則第14条第1項	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 不妊手術及び予防接種に要した経費の領収書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	事業完了後20日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書の受領後20日以内